

新潟県教員等資質向上に関する連携協議会設置要綱

新潟県教育委員会

(設置)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5の規定に基づき、校長及び教員の資質の向上に関する事項について関係大学や教育関係者等と協議することを目的として新潟県教員等資質向上に関する連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、以下の事項について協議する。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）に関する事項
- (2) 指標に基づく教員等の資質向上に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会には座長を置く。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長は、新潟県教育委員会教育次長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

- 2 委員が出席できない場合は、委員に代わる者の出席を認める。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、新潟県教育庁総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年9月8日から施行する。

<別表>

区分	所属団体	職名	氏名	備考
大学関係者	新潟大学	副学長	小久保 美子	
	上越教育大学	上越教育大学大学院学校教育研究科教授 上越教育大学学校教育実践研究センター長	石野 正彦	
校長	新潟県小学校長会	聖籠町立山倉小学校長	小泉 明美	
	新潟県中学校長会	十日町市立まつのやま学園長	久保田 智恵美	
	新潟県高等学校長協会	三条商業高等学校長	遠間 春彦	
	新潟県特別支援学校長会	高田特別支援学校長	赤松 雅史	
市町村	新潟県都市教育長協議会	加茂市教育長	殖栗 敏夫	
	新潟県町村教育長会	田上町教育長	安中 長市	
任命権者	新潟県教育委員会	教育次長	石井 充	座長
	新潟県教育委員会	義務教育課長	大橋 伸夫	
	新潟県教育委員会	高等学校教育課長	藤澤 健一	
	新潟県教育委員会	保健体育課長	今西 博一	
	新潟県教育委員会	教育センター所長	市川 亮	

事務局

総務課	課長	須貝 孝
	企画主幹	山田 寛明
教育センター	次長	比後 慎一
義務教育課	特別支援教育支援室長	大竹 嘉則
	参事(管理担当)	阿部 勉
	参事(指導担当)	佐藤 理仁
高等学校教育課	参事(管理担当)	鈴木 勇二
	参事(管理担当)	矢川 京
	参事(指導担当)	長谷川 雅一
保健体育課	課長補佐	吉村 祐一